

監査報告書

公益財団法人京都地域創造基金

理事長 新川 達郎 殿

2026 年 5 月 7 日

公益財団法人 京都地域創造基金

監 事 石原 俊彦

監 事 辻 政至

私たちは、公益財団法人京都地域創造基金定款第 28 条及び関連法令に基づき、2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日までの事業年度の業務監査及び会計監査を行い、次の通り報告する。

1、 監査方法概要

- (1) 会計監査について、帳簿及び関係書類閲覧等必要と認められる監査手続きを用いて財務諸表の適正性を検討した。
- (2) 業務監査について、理事会及びその他の会議に出席し、理事から業務の報告を聴取し、関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続きを用いて業務執行の妥当性を検討した。

2、 監査意見

- (1) 業務執行は法令及び定款に従い誠実に行われており、事業報告書の内容は妥当であると認める。
- (2) 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な過失はないと認める。
- (3) 計算書類及びこれらの付属明細書は法人の収支及び財産の状況を適正に示しているものと認める。
- (4) 基金明細書は法人の基金の収支及び財産の状況を適正に示しているものと認める。

以上